

日本麻酔科学会(以下,学会)申請に関するQA

日本麻酔科学会事務局

2018年6月27日掲載

麻酔科認定医・専門医・指導医・認定病院の申請に関するよくあるお問合せについて、以下のQAをご確認ください。
 専門医資格の更新は2019年度以降、機構専門医の基準で更新となります。(暫定専門医・暫定指導医資格保持者は、現行の制度で更新を行った後に、機構基準での更新となります。)

連番	申請区分		Q	A
	新規	更新	全般について	
1	○	○	申請書類の書式について、手書き様式は使用可能ですか。	手書き様式も使用可能です。Web書式との混在も可能です。今後、Web書式への統一を予定しております。
2	○	○	手書き書式で作成しましたが、Web申請する際に入力を求められました。手書き書式通りに入力が必要ですか。	手書き書式で作成されていたら、Web申請の際に入力する必要はございません。備忘録として入力いただいても結構でございます。ただし、2019年度以降の臨床実績報告書に関しまして、認定病院での臨床実績はJSAPIMS(麻酔台帳)からの出力が必須となります。
3	○	○	2019年度以降の臨床実績報告書について、認定病院での症例は麻酔台帳での提出と聞きましたが、ペイン・集中・救急は麻酔台帳に入力できません。どのように提出すればいいですか。	認定病院での麻酔症例のみJSAPIMS(麻酔台帳)でご提出ください。ペイン・集中・救急はWeb書式でご提出ください。また、認定病院以外の施設での症例についてもWeb書式でご提出ください。
4	○	○	職務・麻酔経歴書の証明日について、退職前に証明を取っても問題ないですか。例えば3月31日まで在籍だが、最終出勤日が3月20日のため、証明日を3月20日に取る。	職務・麻酔経歴書の証明日は必ず在籍期間以降に証明をお取付ください。在籍期間の至る日が2018年3月31日の場合、証明日は同日の2018年3月31日以降にお取付ください。
5	○	○	書類に誤りがありました、マイページの経歴が変更できませんがどのように対応すればいいですか。	2通りの対応方法がございます。 【方法1】すでに作成している書類を訂正印で修正する。この場合、訂正印は証明者の印となります。職務経歴書は施設公印を麻酔経歴書と臨床実績報告書は麻酔科責任者の印で訂正ください。 【方法2】申請完了後はマイページの編集ができなくなります。事務局にご連絡いただきましたら、編集ロックを解除いたします。解除期間は2週間となりますので、期間中に修正してください。
6	○	○	送付書の書類提出締切日が10日後で設定されています。申請締切まで日にちがありますが、書類提出締切までに提出しなければ申請取消されますか。	申請日の10日後に自動で設定される仕様です。申請締切日までにご提出ください。申請締切日直前にWeb申請を行った方は、送付書に記載の書類提出締切日までにご提出ください。
7	○	○	コピー提出となる書類はどれですか。	個人資格の書類は指定がない限り、全てコピーを提出してください。ご提出いただいた書類は返却いたしませんので原本はお手元に保管ください。ただし認定病院の申請書類は原本を送付し、コピーをお手元に保管ください。

8	○	○	提出した書類に不備があった場合はどうなりますか。	マイページにご登録いただいているメールアドレス宛に連絡いたします。「@anesth.or.jp」のドメインを受信できるように設定ください。不備対応期限は規定通り2週間となっておりますので、ご注意ください。場合により2週間より短い期限で設定することもございますので合わせてご注意ください。 また、期限内にご対応いただけない場合は審査が行われなことがございます。
9	○	○	審査はいつ行われるのでしょうか。	書類不備を解消し、全申請者の申請書類が揃い次第、審査会が行われます。追加書類が必要となり、再審議が発生した場合は更に審査が続きますので合否通知もお待ちいただくこととなります。
10	○	○	認定証はいつ届きますか。施設に提出する必要があります。	合否通知後、ご登録料のお手続きを行っていただきます。その後、発行・発送という流れになります。発送まではご登録料お支払い期限後、およそ1ヶ月ほどかかります。ご了承ください。ご登録料のお手続きを完了されている方には証明書の発行が可能です。証明書の発行には証明書交付申請書をご提出ください。 証明書交付申請書は認定申請についてのページ下部「各種証明書の交付について」にあります。
連番	新規	更新	認定医 (全資格に関わる内容は「全般について」をご確認ください)	
1	○		経歴書について、医師免許取得後からの経歴が必要となりますが、在学中から就職までの期間はどのように提出すればいいですか。 例えば3月24日に医師免許を取得し、4月1日から職務に着いたのですが、3月24日から3月31日の期間です。	4月1日からの経歴で結構です。必要に応じてご提出依頼をさせていただくことがございますが、その場合はご対応をお願いいたします。
2	○		初期研修期間中について、職務経歴書は用意できますが、麻酔経歴書と臨床実績報告書は麻酔科研修期間しか取り付けられません。理由書は必要ですか。	初期研修期間中の麻酔経歴書は麻酔科研修期間中の分をご提出ください。ただし臨床実績報告書は24ヶ月以上のご提出が必要です。初期研修期間の麻酔経歴書空白部分に理由書は必要ございません。
3	○		標榜許可のコピー(または不備解消書類)が提出期限に間に合いません。申請はどうなるのでしょうか。	認定医新規申請は次年度の第1回まで申請を持越しことが可能です。 例)2018年第2回で申請した方は2019年第1回まで持越し可能 持越された場合、マイページでの表示は2018年第2回は「辞退」となり、次の審査が表示されます。(辞退表示は変更予定です) 持越しは自動で行われます。最終持越しの際のみ、事務局から連絡させていただきます。
4	○		再認定申請時の単位表はどこにありますか。	麻酔科認定医再認定申請についての下部に記載がございます。 【麻酔科認定医再認定申請について】 http://www.anesth.or.jp/info/certification/pdf/nintei/nintei-again.pdf
5		○	更新申請を行いました。特に連絡がありません。待っていて問題ないですか。	認定医更新審査は指導医更新と専門医更新審査が行われた次に行われます。今しばらくお待ちください。申請書類に不備がございましたら、ご登録のメールアドレスへ連絡いたします。その際はご対応をお願いいたします。

学会認定 専門医
(全資格に関わる内容は「全般について」をご確認ください)

連番	新規	更新		
1		○	2017年度(または2018年度)に暫定専門医となりました。次回申請時には学会専門医か機構専門医更新の更新申請のどちらで行えばよろしいでしょうか。	暫定専門医の方は2019年度以降であっても学会基準での専門医更新となります。専門医更新が認められましたら、認定医も同じ認定期間で更新されます。次回更新時に機構専門医と認定医を両方更新希望の場合はそれぞれ申請を行い認められる必要がございます。
2	○		専門医新規申請で、認定医取得後に休職期間がありますが、申請はできますか。認定医取得後2年は経っています。	認定医取得後満2年に休職期間を含むことはできません。休職期間を除いて2年間の麻酔科関連業務への専従がございましたら、他の申請資格を満たした上で、ご申請いただけます。
3	○		AHA-ACLS, AHA-PALSのプロバイダーコース受講について、対象期間の5年以内ですが、有効期限が切れています。問題ないでしょうか。	受講日が対象期間内であれば有効期限切れでも認められております。
4	○		AHA-ACLS, AHA-PALSのプロバイダーコース受講について、申請年の4月以降に受講しました、実技以外を受験可能ですか。	実技以外の受験は可能です。
5	○		認定医新規申請等、以前に使用した申請書類は使えますか。	以前使用した申請書類も使用可能です。引き続きの経歴をご作成ください。
6	○		認定医申請時の経歴をWeb入力する必要はありますか。	以前の申請や、以前のシステムで既に作成済み経歴を改めてWebに入力必要はございません。
7	○		写真票の写真はWeb提出となりましたが、原本は提出不要ですか。	写真原本は提出不要です。写真はWeb申請時にデータでご提出となります。
8	○	○	発表単位の証明について、抄録のコピーですが、提出の際に作成したWordファイルやPDFファイルを使用できますか。	ホームページやプログラム集など、実際に発表されたことが証明できるものでご提出ください。学術集会名、会期、開催年月日がわかるページも合わせてコピーください。WordファイルやPDFファイル、発表で使用したPowerPointの印刷したものでは代用できません。
9	○		筆記試験会場を誤って選択してしまいました。変更することは可能でしょうか。	変更可能です。メールにてご連絡ください。連絡期限は受験票の案内をご確認ください。 【お問合せ】 http://www.anesth.or.jp/public/index_inquiry.html
10	○		口頭・実技試験の日程で外せない予定があります、無理な日を避ける等、指定は可能でしょうか。	口頭・実技の試験日は選択できかねます。

11	○	<p>専門医新規試験時に宿泊が伴いますが、ホテルは各自で予約でしょうか。</p>	<p>書類審査の合格通知後に宿泊予約サイトをご案内します。例年8月下旬頃通知予定。予約数には限りがございます、満室となりましたらご自身で手配をお願いします。</p>
12	○	<p>現在妊娠中です、専門医試験時に配慮等がありますか。</p>	<p>可能な範囲で対応いたします。受験票の案内をご確認ください。</p>
13	○	<p>子どもを連れての受験となります、託児所はありますか。</p>	<p>弊会での用意はございません。各自で手配ください。 試験会場毎 TOC有明…託児所なし 神戸ポートピアホテル…託児所あり(会場へ直接問合せください)</p>

連番	新規	更新	2018年度までの指導医 (全資格に関わる内容は「全般について」をご確認ください)	
1	○	○	指導医新規(または更新)を行った際に、専門医の更新は別途必要ですか。	2018年度までは指導医新規または更新を行い認められた場合、専門医資格も指導医と同じ認定期間で更新されます。2019年度以降は機構専門医となるため、指導医を認められても機構専門医が更新されることはございません。指導医と機構専門医を両方更新希望の場合はそれぞれ申請を行い認められる必要がございます。 ※2017, 2018年度に暫定指導医となった方は下記QA参照
2		○	2017年度(または2018年度)に暫定指導医となりました。次回申請時には指導医更新と機構専門医更新の両方を申請すればよろしいでしょうか。	暫定指導医の方は2019年度以降であっても学会基準での指導医更新となります。2019年度以降の指導医申請についてをご確認ください。指導医更新が認められましたら、専門医も同じ認定期間で更新されます。次回更新時に指導医と機構専門医を両方更新希望の場合はそれぞれ申請を行い認められる必要がございます。
3	○	○	学術集会等への参加による実績4単位は全て日本麻酔科学会が主催する学術集会への参加とありますが、何が含められますでしょうか。	学会の実績目録単位表に掲げる、1～7の項目が算定可能です。以外の参加単位は含めることができませんのでご注意ください。
4	○	○	指導実績4単位の内、①研究指導実績1単を含み最大3単位までとありますが、①研究指導実績は何が該当するのでしょうか。	学会の実績目録単位表に掲げる、発表単位、論文単位が該当します。例えば対象期間の5年間に年次学術集会で3回発表した場合、1.5単位×3回の合計4.5単位となりますが、発表(研究指導実績)で算定できるのは3単位となりますので、残り1単位は別の指導実績で算定いただけます。
5	○	○	②臨床指導実績の対象者はどこまで含められますか。	臨床指導実績は指導症例を単位化したものになります。非常勤の方も算定可能です。指導の対象者は研修医、麻酔科医(標榜医、認定医、専門医、指導医含む)、他科医です。 ※救急救命士への指導は教育実績となるため、対象者に含められません。
6	○	○	③医師指導実績の対象者はどこまで含められますか。	医師指導実績は指導を行った日数を単位化したものになります。非常勤の方は算定できません。指導の対象者は研修医、麻酔科医(標榜医、認定医)、他科医です。
7	○	○	②臨床指導実績について、チーム医療(グループ医療)で複数人が1つの症例を担当しています。この場合はどのように算定すればよろしいでしょうか。	チーム医療(グループ医療)等の複数人で症例を担当していたとしても、算定できるのは1名までになります。行った症例数をチーム内(グループ内)で割振って算定ください。
連番	新規	更新	2019年度以降の指導医 (全資格に関わる内容は「全般について」をご確認ください)	
1		○	2017年度(または2018年度)に暫定指導医となりました。次回申請時には指導医更新と機構専門医更新の両方を申請すればよろしいでしょうか。	暫定指導医の方は2019年度以降であっても学会基準での指導医更新となります。指導医更新が認められましたら、専門医も同じ認定期間で更新されます。次回更新時に指導医と機構専門医を両方更新希望の場合はそれぞれ申請を行い認められる必要がございます。
2	○		申請資格に「認定医の資格取得後、申請までの間に満7年以上継続して麻酔科関連業務に専従しており」とありますが、この7年は休職期間を除いてですか。	休職期間を除いた麻酔科関連業務に専従していた期間です。